富津市教育施策に係る大綱

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 富 津 市 長 高 橋 恭 市

富津市及び富津市教育委員会は、「豊かな心を育む教育と文化の香るまち」を目指し、それぞれの施策を推進します。

富津市教育施策に係る大綱を定めるにあたって

1 はじめに

平成27年4月施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3では、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針(教育振興基本計画を指す。)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」とされています。このことにより、富津市教育委員会との協議を経て「富津市教育施策に係る大綱」(以後「大綱」という。)を定めるものです。

2 富津市の「教育振興基本計画」

本市では、平成13年3月より富津市第1次、第2次、第3次基本計画を策定し「豊かな心を育む教育と文化の香るまち」目指してまいりました。本年度定めた「富津市教育施策」はこの基本計画に沿ったものです。また、この施策は富津市及び富津市教育委員会がともに目指す教育振興のための施策の方向性を示すものであり、平成18年12月施行の教育基本法が、地方公共団体に策定に努めるよう求めている「教育振興基本計画」の富津市版と言えると考えます。

3 本市の施策と教育大綱

本市は、将来に向けて持続可能な行財政運営の実行のため、「富津市経営改革プラン」、「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「富津市公共施設等総合管理計画」等を策定しました。

富津市教育委員会には、今後も市長の部局との相互の信頼と連携の関係を大切にしながら、「大綱」に沿って本市の教育・文化・スポーツのさらなる振興に向け努力されるよう期待します。